

# ばい煙の排出等に係る指導基準の廃止について

## 1. 廃止した指導基準の名称

ばい煙の排出等に係る指導基準

(昭和 61 年 3 月 26 日付, 公対第 209 号, 茨城県環境局長通知, ばい煙の排出等に係る指導基準の設定について)

### 指導基準の内容

#### ア 燃料の使用に関する指導基準

ばい煙発生施設において, 重油を燃料として使用する場合その重油中の硫黄含有率は 2.0%以下とする。ただし, 排煙脱硫装置が附属するばい煙発生施設にあつてはこの限りではない。

#### イ K値に関する指導基準

昭和 61 年 4 月 1 日以降に設置されるばい煙発生施設について, 協力を要請する K 値 (指導 K 値) を設定する。

#### ウ ばい煙の排出口の高さに関する基準

昭和 61 年 4 月 1 日以降に設置されるばい煙発生施設で, 硫黄含有率が 0.5%未滿の燃料を使用するものにあつては, ばい煙の排出口の高さは燃料の使用量を硫黄含有率が 0.5%の重油に換算して得られた硫黄酸化物の量と指導 K 値とから, 大気汚染防止法施行規則第 3 条に定める算式を用いて得られた高さ以上とする。

ただし, 重油への換算の方法は, 発熱量換算とし, 重油 1kg 当たりの発熱量を 1 万 kcal とする。

## 2. 指導基準を廃止した日

平成 26 年 8 月 12 日